

派遣元の事業者の皆様へ

- 派遣労働者が派遣中に労働災害等により死亡し、又は休業したときには、派遣元は、派遣先に対し、所轄の労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告の写しの送付を求めてください。
- 派遣元は、派遣先から送付のあった写しの内容を踏まえ、労働者死傷病報告を作成し、派遣元の事業場を所轄する労働基準監督署に提出してください。

派遣先の事業者の皆様へ

- 派遣労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、派遣先は、労働者死傷病報告を作成し、派遣先の事業場を所轄する労働基準監督署に提出してください。
- 派遣先は、労働者死傷病報告を所轄の労働基準監督署に提出した場合には、その写しを派遣元に送付してください。

○ 平成22年4月1日以降に労働者死傷病報告を提出するときは、

- 被災労働者が派遣労働者であるか否かにかかわらず、改正後の様式第23号(新様式)で提出してください。
- 労働災害等の発生日が平成22年3月31日以前であっても、新様式で提出してください。

このリーフレットに関するお問い合わせは、
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署までお願いします。